どんなメリットがあるの? マイナンバーカード

持っていると、私たちの暮らしが便利になる「マイナンバーカード」のメリットをご紹介します

❶ 本人確認書類になります!

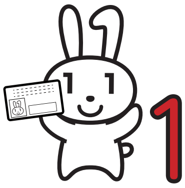

▶顔写真つきの公的な身分証明書になります。新規の口座開設やパスポートの新規発給など、未成年や運転免許証がない人は身分証明用に複数の書類が必要になりますが、マイナンバーカードなら1枚のみで対応できます。

▶旧姓(旧氏)の併記ができます。

❷ 各種証明書を、コンビニや区役所でお得に発行できます!

▶区役所の窓口に行かなくても、コンビニの「証明書交付サービス」で住民票の写しなどを発行できます。※年末年始を除く

▶マイナンバーカードを提示すれば、コンビニだけでなく区役所やセンター等の窓口で証明書を発行するときも、下記の証明書の交付手数料が200円減額されます。※申請者本人が請求する場合に限ります。※令和3年12月から令和5年3月末までのサービスです。

種類	減額前手数料	減額後手数料	減額対象
住民票の写し	350円 →	150円	本人・同一世帯員のもの(住民票の除票等を除く)
印鑑登録証明書※	350円 →	150円	本人のもの
戸籍全部(個人)事項証明書	450円 →	250円	本人・同一戸籍人の現在のもの
市・県民税所得証明書	350円 →	150円	本人のもの(最新年度を含む前5年分)
市・県民税課税証明書	350円 →	150円	本人のもの(最新年度を含む前5年分)

●区役所やセンター等の窓口で取得する場合は、請求者本人がご自身のマイナンバーカード(原本)を提示することにより、上記の証明書交付手数料が減額となります。

●減額できる証明書は、住所・本籍が浜松市のものです。※印鑑登録証明書を区役所やセンター等の窓口で取得する場合は、"市民カード"も併せてお持ちください。

❸ 健康保険証としても使えます!

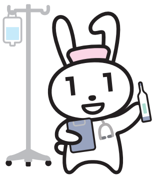

▶転職・結婚・引越ししても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、医療機関・薬局を利用できます。

▶薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧でき、薬剤情報と特定健診情報については、患者の同意を得たうえで医療関係者に提供し、より良い医療を受けることができるようになります。

❹ マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得できるようになります!

▶新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)は、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となります。
※マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります。

▶接種証明書(電子版)の申請には、マイナンバーカードが必要です。
※新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)は、2021年12月頃から申請受付開始予定です。

❺ オンラインで各種行政手続できます!

▶子育てなどに関する手続きも、オンラインで!ワンストップで!

▶マイナンバーカードを使えば、e-Taxへログインするための利用者識別番号(数字16桁)・暗証番号を管理する必要がなくなります。

❻ マイナポータルで暮らしを便利に!

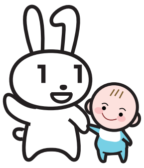

▶「ぴったりサービス」で子育てや介護をはじめとするサービスの検索やオンライン申請ができます。

▶「お知らせ」機能で「児童手当の現況届を出してください」「確定申告が始まります」など、あなたに合ったお知らせが届きます。

マイナンバーカードでできること、どんどん増えてます!

▶スマホにカード機能が搭載!
※2022年度中(予定)

▶運転免許証と一体化!
※2024年度末(予定)